

令和6年度 随意契約結果 <上下水道部>

(令和 6 年 11 月 30 日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・業務名等)及び番号	種別	当初 変更	概要 (工事・業務等概要)	工 期	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	工務課	京都府京都市山科区大宅御供田町193-4 桐田機工株式会社 代表取締役社長 山田 健	【番号】 6-水委- 9 【名称】 次亜生成装置年間保守点検業務委託	業務委託	当初	次亜生成装置の保守点検	R6.4.1 ～ R7.3.31	5,500,000	6,218,300	令第167条の2第1項第2号による 製造メーカー関連業者以外での実施ができないため。
					変更		～			
2	工務課	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店 支店長 木成 芳晃	【番号】 6-水委- 10 【名称】 水質監視装置保守点検業務委託	業務委託	当初	水質監視装置保守点検	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,309,000	1,318,900	令第167条の2第1項第2号による 業務精度の確保・設備機器の品質を維持するために、設置機器の製造メーカーに委託することが適当であるため。
					変更		～			
3	工務課	兵庫県加西市網引町2001番地39 株式会社HER 代表取締役 芝本 忠雄	【番号】 6-水委- 11 【名称】 水質検査業務委託(その1)	業務委託	当初	水質検査	R6.4.1 ～ R6.7.10	2,508,000	3,443,000	令第167条の2第1項第2号による 本年度入札準備の事務処理に要する期間内に、暫定的に前年度契約業者と同一条件で契約する。
					変更		～			
4	工務課	東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号 セコム株式会社 代表取締役社長 吉田 保幸	【番号】 6-水委- 12 【名称】 水道施設警備業務委託	業務委託	当初	防犯警備	R6.4.1 ～ R7.3.31	5,306,400	5,836,600	令第167条の2第1項第2号による 防犯設備設置に遠隔監視システムを導入しているが、警報機器の保守管理について本業者にしか警備できないため。
					変更		～			
5	工務課	京都府城陽市寺田高田37-1 一般財団法人関西電気保安協会京都南営業所 所長 奥山 栄一	【番号】 6-水委- 13 【名称】 自家用電気工作物の保安管理に関する業務委託	業務委託	当初	自家用電気工作物の保安点検	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,935,384	2,124,276	令第167条の2第1項第2号による 関係法令に基づき、保安業務を委託できる電気保安法人であるため。
					変更		～			
6	工務課	京都府城陽市寺田高田37-1 一般財団法人関西電気保安協会京都南営業所 所長 奥山 栄一	【番号】 6-水委- 14 【名称】 自家用電気工作物の保安管理に関する業務委託	業務委託	当初	自家用電気工作物の保安点検	R6.4.1 ～ R7.3.31	560,340	614,196	令第167条の2第1項第2号による 関係法令に基づき、保安業務を委託できる電気保安法人であるため。
					変更		～			
7	工務課	京都府京都市山科区大宅御供田町193-4 桐田機工株式会社 代表取締役社長 山田 健	【番号】 6-水工- 4 【名称】 木津中央配水池次亜生成装置電極等取替修繕工事	工事	当初	木津中央配水池次亜生成装置電極修繕	R6.5.27 ～ R7.3.28	14,850,000	17,820,000	令第167条の2第1項第5号による 製造メーカー関連業者以外での実施ができないため。
					変更		～			

令和6年度 随意契約結果 <上下水道部>

(令和 6 年 11 月 30 日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・業務名等)及び番号	種別	当初 変更	概要 (工事・業務等概要)	工期	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
8	工務課	大阪府大阪市堂島浜2-2-8 三菱電機株式会社 大阪支社 支社長 川端 真史	【番号】 6-水工- 7 【名称】 吐師受水場中央監視装置ソフト更新工事	工事	当初 変更	吐師受水場中央監視装置ソフト更新	R6.5.22 ～ R7.3.28 ～	69,960,000	73,470,000	令第167条の2第1項第2号による 製造メーカー関連業者以外での実施ができないため。
9	工務課	京都府木津川市木津町西垣外32-2 木津上下水道事業協同組合 代表理事 佐々木 孝夫	【番号】 6-水委- 17 【名称】 上水道修繕等対応業務	業務委託	当初 変更	緊急漏水修繕等対応業務	R6.4.1 ～ R7.3.31 ～	6,820,000	6,831,000	令第167条の2第1項第2号による 漏水等の緊急修繕対応については、組合に登録した修理登録業者でしかできず、また、24時間365日の現場対応もできるため。
10	工務課	京都府木津川市加茂町里西大間田16 加茂設備工事事業協同組合 代表理事 堀 智彦	【番号】 6-水委- 18 【名称】 上水道修繕等対応業務	業務委託	当初 変更	緊急漏水修繕等対応業務	R6.4.1 ～ R7.3.31 ～	3,608,000	3,608,000	令第167条の2第1項第2号による 漏水等の緊急修繕対応については、組合に登録した修理登録業者でしかできず、また、24時間365日の現場対応もできるため。
11	工務課	京都府木津川市山城町平尾三所塚7番地の3 山城上下水道事業協同組合 代表理事 高島 一馬	【番号】 6-水委- 19 【名称】 上水道修繕等対応業務	業務委託	当初 変更	緊急漏水修繕等対応業務	R6.4.1 ～ R7.3.31 ～	2,200,000	2,211,000	令第167条の2第1項第2号による 漏水等の緊急修繕対応については、組合に登録した修理登録業者でしかできず、また、24時間365日の現場対応もできるため。
12	工務課	京都府京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338 国際航業株式会社 京都支店 支店長 芳本 有正	【番号】 6-水委- 21 【名称】 水道施設情報管理システム保守業務	業務委託	当初 変更	水道施設情報管理システム保守	R6.4.1 ～ R7.3.31 ～	1,101,100	1,101,100	令第167条の2第1項第2号による システム作成業者に委託することで作業の迅速化が図れるため。
13	工務課	京都市伏見区南寝小屋町91 安田産業株式会社 代表取締役 安田 奉春	【番号】 6-下委-1 【名称】 加茂浄化センター脱水汚泥運搬業務(4～6月分)	業務委託	当初 変更	加茂浄化センターから発生する脱水汚泥の運搬業務	R6.4.9 ～ R6.6.30 ～	単価契約 4,950円/トン (税込)	単価契約 4,950円/トン (税込)	令第167条の2第1項第5号による 入札による委託業者決定までの期間、前年度受託者に業務委託する。
14	工務課	京都市伏見区横大路千両松町126 株式会社 京都環境保全公社 代表取締役 鍋谷 剛	【番号】 6-下委-2 【名称】 加茂浄化センター脱水汚泥処理業務	業務委託	当初 変更	加茂浄化センターから発生する脱水汚泥の処理処分業務	R6.4.10 ～ R7.3.31 ～	単価契約 27,500円/トン (税込)	単価契約 28,600円/トン (税込)	令第167条の2第1項第2号による 年間1,000トン規模の脱水汚泥を処理できる業者が限定されるため。

令和6年度 随意契約結果 <上下水道部>

(令和 6 年 11 月 30 日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・業務名等)及び番号	種別	当初 変更	概要 (工事・業務等概要)	工期	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
15	工務課	東京都文京区湯島二丁目31番27号 日本下水道事業団 理事長 黒田 憲司	【番号】 木津川市公共下水道 加茂浄化センターの建設 工事委託に関する協 定 【名称】	業務委託	当初	建設工事その7 水処理設備工事その3 電気設備工事その5	R6.5.22 ～ R8.3.31	1,215,800,000	1,215,800,000	令第167条の2第1項第2号による 専門知識を有しており、地方公共団 体への技術援助を主たる業務とし、 下水道計画の策定や終末処理場の 建設・改築等の業務を一括して代行 可能な唯一の機関であるため。
					変更		～			
16	業務課	木津川市木津町西垣外32-2 木津上下水道事業協同組合 代表理事 佐々木 孝夫	【番号】 【名称】 量水器取替業務	業務委託	当初	量水器取替	R6.4.1 ～ R7.3.31	20mm 6,000円/基等 (税抜)	20mm 6,000円/基等 (税抜)	令第167条の2第1項第2号による 計量法に基づき、8年が経過する量 水器は速やかに交換しなければ、適 切な検針が実施できないため。
					変更		～			
17	業務課	木津川市加茂町里西大間田16 加茂設備工事事業協同組合 代表理事 堀 智彦	【番号】 【名称】 量水器取替業務	業務委託	当初	量水器取替	R6.4.1 ～ R7.3.31	20mm 6,000円/基等 (税抜)	20mm 6,000円/基等 (税抜)	令第167条の2第1項第2号による 計量法に基づき、8年が経過する量 水器は速やかに交換しなければ、適 切な検針が実施できないため。
					変更		～			
18	業務課	木津川市山城町平尾三所塚77-3 山城上下水道事業協同組合 代表理事 高島 一馬	【番号】 【名称】 量水器取替業務	業務委託	当初	量水器取替	R6.4.1 ～ R7.3.31	20mm 6,000円/基等 (税抜)	20mm 6,000円/基等 (税抜)	令第167条の2第1項第2号による 計量法に基づき、8年が経過する量 水器は速やかに交換しなければ、適 切な検針が実施できないため。
					変更		～			
19	業務課	京都市中京区烏丸通押小路上ル秋 野々町535 日土地京都ビル 扶桑電通株式会社京都営業所 所長 寺西 達	【番号】 6-水業-8 【名称】 水道料金システム保守 業務	業務委託	当初	水道料金システム保守	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,148,400	1,148,400	令第167条の2第1項第2号による システム導入業者でしか保守業務を 行うことができないため。
					変更		～			
20	業務課	京都市中京区烏丸通押小路上ル秋 野々町535 日土地京都ビル 扶桑電通株式会社京都営業所 所長 寺西 達	【番号】 【名称】 電話システム保守業務	業務委託	当初	電話システム保守業務	R6.4.1 ～ R7.3.31	554,400	554,400	令第167条の2第1項第2号による システム導入業者でしか保守業務を 行うことができないため。
					変更		～			
21	工務課	京都府木津川市山城町綺田高島6番 地1 岡本建設株式会社 代表取締役 岡本 隆二	【番号】 6-水工-5 【名称】 志天橋架け替えに伴う 配水管移設工事(本 設)	工事	当初	配水管移設工事	R6.5.10 ～ R6.7.31	6,600,000	7,249,000	令第167条の2第1項第5号による 緊急の必要により競争入札に対す ることができないとき
					変更		～			

令和6年度 随意契約結果 <上下水道部>

(令和 6 年 11 月 30 日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・業務名等)及び番号	種別	当初 変更	概要 (工事・業務等概要)	工期	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
22	工務課	京都府木津川市木津町西垣外32-2 木津上下水道事業協同組合 代表理事 佐々木 孝夫	【番号】 6-水工-8 【名称】 府道木津加茂線配水管布設替工事	工事	当初	配水管布設替工事	R6.6.1 ～ R6.7.30	4,950,000	5,401,000	令第167条の2第1項第5号による緊急の必要により競争入札にすることができないとき
					変更		～			
23	業務課	京都府京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338 国際航業株式会社 京都支店 支店長 金井 顕治	【番号】 6-水委-7 【名称】 給水工事申請書スキャンニング業務	業務委託	当初	給水工事申請書スキャンニング及びシステムセット業務	R6.6.18 ～ R7.3.31	4,191,000	4,233,000	令第167条の2第1項第2号によるシステム導入業者でしか当該業務を行うことができないため。
					変更					
24	工務課	京都府京都市中京区東洞院通り蛸薬師下ル エステートビル四条烏丸5F 株式会社エフウォーターマネジメント 京都事務所 所長 小嶋 政宏	【番号】 6-水委-27 【名称】 里配水池等機器更新変更設計業務委託	業務委託	当初	変更設計業務	R6.6.17 ～ R7.2.28	5,390,000	5,676,000	令第167条の2第1項第6号による当初設計を受託した業者であるため、当該地域の電気計装設備について熟知しているため。
					変更		～			
25	工務課	京都市伏見区横大路栞ノ本町12-1 東洋濾水機株式会社 代表取締役 田野中 敏晃	【番号】 6-水工-11 【名称】 観音寺浄水場ろ過機バタフライ弁設置工事	工事	当初	ろ過機バタフライ弁設置工事	R6.7.18 ～ R6.12.20	5,940,000	6,138,000	令第167条の2第1項第2号によるろ過機の製造業者でしか当該工事を行うことができないため。
					変更		～			
26	工務課	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店 支店長 木成 芳晃	【番号】 6-水工-16 【名称】 山城第3取水ポンプ緊急更新工事	工事	当初	山城第3取水ポンプ緊急更新	R6.7.31 ～ R6.11.8	4,987,400	4,987,400	令第167条の2第1項第5号による緊急の必要により競争入札にすることができないとき
					変更		～			
27	工務課	京都府京都市南区上鳥羽尻切町44番地 明清建設工業株式会社 代表取締役 本間 太郎	【番号】 6-下工-3 【名称】 山城処理分区分管渠工事(6-1)	工事	当初	汚水圧送管新設工事	R6.7.12 ～ R6.11.29	9,718,500	9,990,200	令第167条の2第1項第6号による競争入札に付することが、不利と認められるとき。
					変更		～			
28	工務課	福知山市篠尾新町4丁目68番地 株式会社 ウェスコ京滋支店 支店長 日吉 健一	【番号】 6-下委-7 【名称】 第3次 木津川市公共下水道ストックマネジメント実施計画策定業務	業務委託	当初	下水道ストックマネジメント更新	R6.6.18 ～ R7.3.28	29,700,000	51,284,000	令第167条の2第1項第2号による前業務との関連により競争入札に適しないため。
					変更		～			

令和6年度 随意契約結果 <上下水道部>

(令和 6 年 11 月 30 日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・業務名等)及び番号	種別	当初 変更	概要 (工事・業務等概要)	工期	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
29	工務課	京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338 国際航業株式会社 京都支店 支店長 金井 顕治	【番号】 6-下委-8 【名称】 下水道維持管理システム入力委託業務	業務委託	当初 変更	下水道施設の情報等入力	R6.8.20 ～ R7.3.21	1,694,000	1,712,700	令第167条の2第1項第2号による 契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。
30	工務課	大阪市北区堂島1丁目6番20号堂島アバンザ 株式会社 荏原製作所 大阪支店 支店長 関谷 正人	【番号】 6-下維-6 【名称】 城山台第1マンホールポンプ(1号ポンプ)更新修繕	修繕	当初 変更	マンホールポンプの修繕	R6.9.18 ～ R7.3.17	4,235,000	6,381,430	令第167条の2第1項第2号による 特殊な機器であるため、従前同様の機能を有する更新修繕を行うためには、製造業者である該業者でしか実施できないことから、競争入札に適さないため。
31	工務課	埼玉県川口市芝下1丁目1番地3号 株式会社テックアノーツ 代表取締役 三門 克彰	【番号】 6-水工-17 【名称】 山田配水池流入フロート弁取替修繕工事	工事	当初 変更	配水池内のフロート弁の取替修繕	R6.7.22 ～ R6.12.20 ～	1,342,000	1,342,000	令第167条の2第1項第5号による 緊急の必要により競争入札に対することができないとき
32	工務課	大阪府箕面市船場東3-4-17 株式会社西原環境 関西支店 支店長 森 元裕	【番号】 6-下維-10 【名称】 加茂浄化センター1号主ポンプ修繕	修繕	当初 変更	加茂浄化センター1号主ポンプ修繕	R6.8.23 ～ R7.3.27 ～	1,573,000	1,573,000	令第167条の2第1項第2号による 特殊な機器であるため、従前同様の機能を有する更新修繕を行うためには、製造業者である該業者でしか実施できないことから、競争入札に適さないため。
33	工務課	大阪府大阪市堂島浜2-2-8 西菱電機株式会社 大阪支社 支社長 川端 真史	【番号】 6-水委-32 【名称】 遠方監視設備及びテレメータ装置点検業務委託	業務委託	当初 変更	吐師受水場中央監視装置及び木津系テレメータ点検業務	R6.10.9 ～ R7.3.31 ～	2,200,000	2,211,000	令第167条の2第1項第2号による 特殊な設備機器及び運用ソフトの一体点検が必要であることから、製造メーカー関連業者以外では実施できない。
34	工務課	大阪市北区梅田3丁目4番5号 西部電機株式会社 大阪支店 支店長 手嶋 浩二	【番号】 6-水工-19 【名称】 観音寺浄水場里系ポンプ電動吐出弁修繕工事	工事	当初 変更	ポンプ電動吐出弁の修繕	R6.10.23 ～ R7.3.21 ～	1,914,000	1,914,000	令第167条の2第1項第2号による 電動吐出弁の電動部が精密で特殊であるため製造メーカーの技術者による整備が必要である。
35	工務課	大阪府高槻市城北町2-3-13 ナスカ高槻 日東河川工業株式会社 近畿営業所 所長 藤井 一志	【番号】 6-下工-6 【名称】 伏越樋門他整備工事	工事	当初 変更	樋門整備工事	R6.11.28 ～ R7.3.14 ～	2,530,000	2,532,200	令第167条の2第1項第2号による 当該施設の設置業者であり、設置業者以外での修理・部品調達・運転調整が困難なため